



みくには
ハートに愛

みくに便り

群馬県の最低賃金は10月3日から
837円に上げです。

2020年10月1日発行 営業時間：平日 8時30分～17時30分
連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目 12番20号
電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393
URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コ
ラム（バックナンバー）
や各種セミナーのご案内
を随時発信しています。



中小企業も「同一労働・同一賃金」はじまります！

◆同一労働同一賃金とは

同一企業・団体におけるいわゆる正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規社員（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者など）の間の不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

事業主は、正社員と非正規社員の働き方の違いに応じて、「均衡・均等な待遇」の確保を図るための措置を講じなければなりません。

法施行日は2020年4月1日ですが、中小企業は2021年4月1日から適用となり、あと半年ほどとなりました。

◆「均衡待遇」「均等待遇」

「同一労働同一賃金」は、「均衡待遇」「均等待遇」が確保されている状態を指します。「均衡待遇」は「①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲、③その他の事情」を考慮して不合理な待遇差を禁止すること。つまり待遇の違いに応じてバランスをとらなければならないこと。一方で「均等待遇」は「①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲」が同じ場合に差別的取り扱いを禁止する。つまり条件が同じであれば、待遇を同じにする必要があります。

◆取組み手順

では、具体的にどの様に進めていけばよいのでしょうか。厚生労働省では取組み手順書を次のように公表しています。

- ① 労働者の雇用状態を確認しましょう
- ② 待遇の状況を確認しましょう
（基本給、手当、賞与、福利厚生など）
- ③ 待遇に違いがある場合、違いを設けている理由を確認しましょう
- ④ ②と③で、待遇に違いがあった場合、その違いが「不合理でない」ことを説明できるように整理しておきましょう
（事業主には説明義務があります）
- ⑤ 「法違反」が疑われる状況からの早期の脱却を目指しましょう。
- ⑥ 改善計画を立てて取組みましょう

◆早めに取り組みましょう

手順に沿って検討した結果、同一労働同一賃金の実現に向けての改善をするためには、原資などを考慮・検討しなければならない可能性があります。早めに取り組んで、対応することをおすすめします。

10月の税務と労務の手続 提出期限 12日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

11月2日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第3期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未滿、7月～9月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 労働保険料の納付<延納第2期分> [郵便局または銀行]